

資料 5 ----- 日常生活に必要な店舗等の分類

都市計画法第 3 4 条第 1 号、都市計画法施行令第 2 2 条第 6 号 対象一覧

中分類	小分類	例 示	備 考	法第 34 条	令第 22 条
56	569	ミニスーパー	(従業員が常時 50 人未満のもの)	○	×
58	581	各種食料品店、食料雑貨店	(小売が主のこと)	○	○
	582	八百屋、果物屋	(小売が主のこと)	○	○
	583 の内	肉 屋	(小売が主のこと)	○	○
	584	魚 屋	(小売が主のこと)	○	○
	585	酒 屋	(小売が主のこと)	○	○
	586	和洋菓子小売業、ケーキ小売業、パン小売業	(小売が主のこと)	○	○
59 (一部 90 を含む)	591 の内	二輪自動車小売業	(小売が主のこと)	○	○
	592、909 の内	自転車店・自転車修理業	(小売が主のこと)	○	○
60 (一部 90 を含む)	602 の内	金物店、荒物屋	(小売が主のこと)	○	○
	603	薬局、調剤薬局、化粧品店	(小売が主のこと)	○	○
	604、909 の内	農業用機械器具小売業、農業用器具修理業、種苗小売業、肥料小売業、飼料小売業	(小売が主のこと)	○	○
	605	給油所、プロパンガス小売業、灯油小売業	(小売が主のこと)	○	○
	606 の内	新聞販売店、紙・文房具小売業	(小売が主のこと)	○	○
	609 の内	たばこ・喫煙具専門小売店	(小売が主のこと)	○	○
76	761	食堂		○	×
	762 の内	ラーメン店		○	×
	763	そば屋、うどん屋		○	×
	764	す し 屋		○	×
	767	喫 茶 店		○	×
	769 の内	お好み焼き店、甘味処		○	×

中分類	小分類	例 示	備 考	法第 34 条	令第 22 条
78	781 の内	クリーニング業、 クリーニング取次所		○	×
	782	理 髪 店		○	×
	783	美 容 院		○	×
	789 の内	コインランドリー業		○	×
79	799 の内	精米貸加工業		○	×
83	835	はり・きゅう・マッサージ業		○	×
87	871 の内	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合		○	×
89	891 の内	自動車修理業		○	×

* 参考：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

付 則

この運用基準は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。